書式第１２号（法第２８条関係）

事　業　報　告　用

令和７年度　　事　業　報　告　書

特定非営利活動法人　ADRA Japan

1　事業の成果

1）開発途上国における支援の必要な人々への開発支援事業

i. ネパール：スポンサーシップ（医療）

形成外科医療チーム派遣事業を得て、関係構築した病院と協力して、ネパールで医療手当や治療を必要とする脆弱層な人々の支援体制を検討。ネパール支部とも構想を考えている段階である。

ii. ネパール：子どもたちへの生活・学資支援事業（スポンサーシップ）

スポンサーシップの「ナマステ基金」は、20 年にわたって継続されてきた。より良い生活を実現するために、12 年生（日本の高校 3 年生に相当）まで学び続ける子どもたちが増えてきた。一方で、貧富の差や伝統的な社会風習、家庭内労働や急激な家庭環境の変化などにより、継続して教育を受けられない、または途中で断念せざるを得ない子どもたちも少なくない。今年の途中退学者は 4 人いた。

＜事業目標＞

1 年生から 12 年生までを対象に学資支援を行い、高等教育までを卒業する。通学に必要な制服、学用品を中心とし、高学年の生徒には毎月の学費の支援を行い、子どもたちが安心して学びを継続できるよう支える。

＜事業の活動と実績＞

・ 子どもへの学資支援
・ 支援者への報告

＜成果＞

・ 6 校 100 人の生徒がスポンサーシップにより学校に通い続けることができ、卒業及び進学することができた。
・ 日本の支援者には、年に 2 回現地からの報告を送った。

iii. ネパール：水衛生と栄養事業

バルディヤ郡は、ネパールでも特に開発の遅れている中西部に位置し、伝統的な信仰、習慣が今も残る地域である。栄養状態や水衛生環境に関連する指標は全国平均を下回り、栄養および水衛生環境の改善が特に必要な地域である。特に 5 歳未満の乳幼児を中心とした人々の栄養状態を改善する。また必要な地域に浄水装置と高架水槽を導入し、行政のガバナンス向上、住民の知識向上・意識啓発を行い、水衛生環境を整え、総合的に住民の健康状態の改善が必要である。

＜事業のゴール＞

行政の能力向上、医療施設環境の整備、住民への啓発活動を通じ、特に 5 歳未満児を中心とした栄養状態と水衛生環境の改善を目指した。また、住民へ安全な水を供給するため浄水設備の設置や、それを管理する水衛生委員会の設立と能力強化による持続的な管理体制の構築を支援した。

＜事業の活動と実績＞

主な活動と実績は以下である。

1. ガバナンス強化：
   - 各自治体において 17～21 人の自治体職員等を対象に 2 日間のワークショップを実施した。全 8 自治体で次年度のアクションプランが策定された。
   - 8 つの自治体において計 100 万錠の鉄葉酸（IFA）サプリの配布。
2. インフラ整備：
   - 8 つの NCC へ計 24 台のデジタル 2in1 ウェイトマシンと 78 台のデジタル ARI タイマーを配布。
   - 6 つの NCC にて評価ワークショップを開催し、これらの NCC が国の基準を満たしているかどうかを査定した。
3. キャパシティービルディング：
   - 栄養ケアセンター職員(277 人)、母親グループ（8912 人）、水衛生委員、CHAST（およそ 1800 人）とコミュニティケアグループ（60 人）への研修
4. 啓発活動：
   - 栄養状態改善と WASH 促進のための啓発活動、WASH と健康に関するキャンペーン(6 回)、栄養・WASH アドボカシーワークショップ（2 回）、市町村アドバイザリー委員会会議（MPAC)、政府のモニタリング

＜成果＞

3 年間の事業のまとめとして、活動の定着と持続性を確保、ガバナンス・人材育成を継続、持続発展していくよう働きかけた。浄水設備を管理する委員会、地域政府、地域ボランティア、母親たちを中心に栄養や水衛生に関する知識普及を進めた。活動の結果、栄養施設からケアを受ける子どもの割合は 48.8%から 91%へ増加し、急性栄養失調と診断される子どもの割合も事業開始時から半減した。

iv. ジンバブエ：教育支援事業

西マショナランド州ニャミニャミ地区ではエルニーニョの影響による干ばつのため、食糧生産も十分でなく 1 日に 1 食しか食べられない子どもいるほか、貧困のために、通学せずに働く子どももいる。子どもたちに学校給食を提供し、子どもの健康な成長を支えた。更に、不就学であった子どもが小学校レベルの勉強を再学習するための特別教室活動も行った。教育格差の拡大という課題に直面している。

＜事業のゴール＞

西マショナランド州ニャミニャミ地区の小学校に通う生徒が、栄養バランスの取れた食事をすることで健康になり、学校に通うようになること。

＜事業の活動と実績＞

- 給食を得た生徒：212 人
- 不就学児童用の特別教室に通った生徒：90 人
- 母親への衛生的な調理法を指導し、母親の衛生知識が向上

＜成果＞

マレンベジャ小学校では、給食用の食材を清潔な部屋に保管し、ボランティアの母親が交代で毎日の給食を準備した。栄養バランスが取れた給食を提供し、以前は空腹で授業に集中できなかった子どもたちは、授業へ集中できるようになり、子どもの健康と出席率が

改善した。

ボランティアで調理をする母親たちは、衛生的調理法・栄養についても指導し、彼らの能力向上も果たした。学校管理委員会と保護者が協力し、住民の寄付などによって食材を購入し給食活動を継続することが期待される。

v. エチオピア：生活向上と平和的共存促進事業

エチオピアのガンベラ州イタン郡は国境を接する南スーダンから、多くの難民を受け入れている。政府による難民統合政策が進む一方、難民の経済活動は未だ限定的で、生活は困窮し、また、同地域に共存する3つの民族は長年緊張関係にあり、数年に一度、武力衝突等が発生する。更に、近年の急激な物価上昇や国際援助の減少は住民と難民両方の生計を圧迫し、地域の平和的な共存を脅かしている。

＜事業のゴール＞

イタン郡のプルコット村において、井戸を活用した灌漑設備を建設し、農業用水不足の緩和することにより、難民とホストコミュニティの生計向上および平和的共存の促進に貢献する。

＜事業の活動と実績＞

①灌漑設備の設置（住民・難民　80人）

・灌漑設備設置工事、水使用者組合、点滴灌漑を使った農業基礎研修、灌漑設備の維持管理研修

②農業課題解決活動

・農業課題解決活動のオリエンテーション、ファシリテーション研修、活動計画の作成・実施

③平和的共存促進活動

・地域平和委員会メンバー（LPC）選定、平和構築基礎研修、平和的共存指標作成、ピース・ダイアログ

＜成果＞

農業支援と平和的共存の促進に取り組み、農業支援では、乾季でも農業を続けられるよう灌漑設備を建設し、十分な水量を確保できる井戸を掘削し、食料の安定供給を行うことが可能となった。また、耕作地は難民と地域住民が共同で管理する仕組みとなっており、共に助け合い、協力し合うことでコミュニティ間の平和を促進することも目的とした。

平和的共存に向けた取り組みは、地域に平和構築委員会を設立し、彼らを中心に、難民キャンプと地域住民のコミュニティそれぞれにて、平和について学ぶ機会を提供し、平和の達成のためにみんなが主体的に考える機会を設けました。平和的共存への理解を高めることができた。

vi. モンゴル：生活向上事業

モンゴルの最西端に位置するバヤン・ウルギー県は広範囲にわたる砂漠化、土壌の劣化、栄養価の高い食料へのアクセス不足など、極めて深刻な環境問題に直面している。ここで気候変動に配慮した農業、市場へのアクセス改善、栄養状態の向上を通じて、生計基盤を強化することを目的とした事業を展開している。ソーラー温室、農業技術の研修や作物の多様化を導入することで、栽培期間を延長し、収穫量を増やし、気候変動に対する回復力を構築する。3年事業の2年目も75世帯支援した。

vii. バングラデシュ：水衛生事業

水衛生および農業の事業案件の形成を行った。水衛生の申請は助成金を確保できなかった。また農業案件は、事業チーム内で事業内容の合意が得られなかったり、提出前の申請書を確認してもらった外部専門家から厳しいコメントを受けたことから、ADRA 内でもよく話し合い、申請を断念した。

viii. タイ：難民支援

タイ国境沿いのミャンマー人難民キャンプを支援する事業形成を継続している。2025 年 9 月タイ政府が難民に合法的な就労権を付与したことで、これまでの教育支援から就労支援と設計が変わり、情報収集から始めた。

2）国内外の自然災害、飢餓及び戦争等による被災民や難民等への緊急支援事業、復興支援及び防災・減災事業

i. エチオピア：国内避難民支援

エチオピア北部アファール州では、干ばつや洪水、紛争、民族間衝突などの影響により、20 万人以上が国内避難民となっている。同州では人口の約 90%が農牧民として生活しているが、繰り返される危機により生計手段が大きく損なわれている。また、食料不足や安全な水へのアクセス不足、衛生環境の悪化が深刻化しており、コレラなどの感染症リスクも高い状況にある。さらに、ジェンダーに基づく暴力（GBV）の発生率も高く、女性や女児が特に脆弱な状況に置かれている。

＜事業のゴール＞

国内避難民およびホストコミュニティを対象に、食料支援、水・衛生環境の改善、ジェンダーに基づく暴力（GBV）の予防および被害者支援を実施し、人々の生命・健康・尊厳を守る。

＜事業の活動と実績＞

- 食料配付：500 世帯（約 3,200 人）
- 水・衛生用品配付：1,600 世帯（約 9,400 人）
- 月経衛生管理支援：女性 2,200 人へ月経衛生管理キット
- 給水施設整備：給水設備 1 基を修復し、給水能力を向上
- 貯水設備整備：貯水タンクを設置
- 衛生施設整備：男女別トイレ 6 基を設置
- 衛生啓発活動：1,500 人を対象に衛生教育を実施
- GBV 予防活動：予防教育 5 回、啓発セミナー1 回を実施
- 地域人材育成：衛生普及員 12 名を育成

＜成果＞

給水設備の修復により、1 日あたり 32,400 リットルの安全な水を供給できる体制を整備した。また、貯水タンクの設置により約 4,000 人の水へのアクセスが改善された。さらに、男女別トイレ 6 基の設置により、約 300 人が日常的に利用できる衛生環境を整備した。

食料支援を受けた 500 世帯を対象としたアンケートでは、100%が配付された食料の量および質に満足と回答した。加えて、衛生啓発活動や地域の衛生普及員育成を通じて、地域住民の衛生意識向上と感染症予防体制の強化に寄与した。

ii. ウクライナおよび周辺国：人道支援

2022 年 2 月に深刻化したウクライナ危機は長期化しており、国内外で多くの人々が避難

生活を余儀なくされている。ウクライナ国内では戦闘やインフラ破壊により生活基盤を失った人々への支援が継続して必要とされているほか、国外へ避難した人々に対しても生活再建や社会統合に向けた支援が求められている。

＜事業のゴール＞

ウクライナ危機の影響を受けた人々が尊厳を保ちながら生活を再建できるよう、現金給付、学習支援、メンタルヘルス・心理社会的支援、法的支援等を通じて生活基盤の回復と社会参加を支援する。

＜事業の活動と実績＞

・ 多目的現金給付支援：2,105 人
・ メンタルヘルス・心理社会的支援：1,790 人
・ 法的支援：133 人
・ 学習キットを受け取った子ども：394 人
・ スロバキアでウクライナ避難民社会統合支援を受けた人：3,591 人

＜成果＞

ウクライナ国内では2,105人に現金給付を実施し、食料、医療、住居等の基本的なニーズへの対応を支援した。また、1,790 人がメンタルヘルス・心理社会的支援を利用し、不安や孤立感の軽減につながった。さらに、行政・福祉関係者 212 人が研修を受講し、地域における心理社会的支援の対応力向上に寄与した。

加えて、394 人の子どもへ学習キットを配付し、継続的な学習機会の確保を支援した。スロバキアでは 3,591 人のウクライナ避難民が生活相談や語学教育、コミュニティ活動等の支援を利用し、地域社会とのつながりや生活再建の促進につながった

iii. イエメン：国内避難民支援

イエメン南部のラヘジュ県およびアブヤン県は、かつて豊かな農業地帯であったが、2015年から続く紛争により灌漑施設が破壊され、多くの農家が農業の継続を断念している。農業生産の停滞に加え、経済危機や食料価格の高騰も深刻化しており、2025 年 3 月時点でイエメン全体の 57%の世帯が必要最低限の食料を確保できていない状況にある。こうした中、農業生計の回復と食料安全保障の向上が求められている。

＜事業のゴール＞

灌漑システムの回復と農業技術の向上を通じて、自立的かつ持続可能な農業生産基盤を再構築し、対象世帯の生計回復とレジリエンス強化を図る。

＜事業の活動と実績＞

・灌漑システム修復のための資機材提供：81 世帯（約 570 人）
・農業トレーニング実施：81 世帯
・農業委員会の設立・運営支援

＜成果＞

対象となった 81 世帯が農業を再開または拡大し、灌漑システムの回復により安定した農業生産が可能となった。また、農業トレーニングを通じて、農業技術、マーケット、ファーマーズ・グループに関する知識を習得し、持続的な農業経営に必要な能力を向上させた。

さらに、2022年9月から2025年6月までに支援した283世帯を対象とした追跡調査では、98.9%が農業を再開し、87%が耕作規模を拡大していた。また、96.5%が収入の増加を実感しており、本事業が生計回復と生活向上に寄与していることが確認された。

iv. ミャンマー：国内避難民支援

ミャンマーでは 2021 年の軍事クーデター以降、紛争の長期化により多くの人々が住み慣れた家を追われ、国内避難民として不安定な生活を送っている。避難先では食料や安全な水、衛生環境が十分に確保されておらず、先の見えない避難生活により精神的な負担も深刻化している。また、2025 年度始め起きた地震も人々の生活を困窮化した。

＜事業のゴール＞

国内避難民が必要な食料や衛生環境を確保するとともに、心理社会的支援や衛生啓発活動を通じて、心身の健康を維持しながら生活を継続できる環境を整える。

＜事業の活動と実績＞

- 食料支援のための現金給付：4,376 人
- 食料支援の配付：3,802
- 衛生用品の配付：4,859 人
- 啓発活動(衛生、ジェンダーに基づく暴力、心理社会的ケア)：3,785 人

＜成果＞

現金給付や衛生用品の配付を通じて、国内避難民の基本的な生活ニーズの充足に寄与した。また、衛生啓発活動により健康維持や疾病予防に必要な知識の普及を図った。

心理社会的ケアでは、ストレス対処法を学ぶ機会を提供し、不安や孤立感の軽減を支援した。参加者は深呼吸やストレッチ、家族との交流など日常生活の中で実践可能な方法を学び、心の安定や前向きな気持ちの回復につなげることができた。また、地域住民同士のつながりの強化にも寄与した。

v. フィリピン：台風被災者支援

2025 年 11 月、台風 26 号がフィリピン・ルソン島を縦断し、約 254 万世帯、900 万人が被災した。44 万棟もの家屋が壊れ、多くの人が自宅で暮らせなくなった。国連の緊急調査では、壊れた家を放置することで避難所の過密化や衛生悪化、さらには女性や子どもへの暴力リスクが高まることが懸念され、住居支援が最も緊急性の高い支援の一つと指摘された。特に大きな被害を受けたのが、ルソン島南部のカマリネス・スル州であり、全国の家屋被害の約 20%が集中した。沿岸部にある 3 つの町では、2,875 棟が全壊。しかし、海沿いや離島に点在する地域のため支援が届きにくく、住民たちは壊れた家を前にしながらも、修復資材を手に入れることすら困難な状況に置かれていた。

＜事業のゴール＞

台風被災地で家屋を再建し、心身とも休まる生活を継続できる環境を整える。そして目指したのは、単に資材を配ることではなく、「住民自身が自分たちの力で家を直し、生活を立て直せる状態をつくること」とした。

＜事業の活動と実績＞

- 復旧家屋資材を受け取っている：500 世帯

＜成果＞

フィリピン沿岸部では、普段の生活から漁船の修理や製作を行う住民も多く、ほとんどの世帯が、自立的に屋根や壁を修復した。一方で、高齢者世帯や寡婦世帯など、自力での修復が難しい家庭には、地域の復旧補助員が入り、作業を支援した。

離れた沿岸や離島に資材を届けるのは簡単ではなかったが、地域の人々の力を引き出しながら進めたのは、暮らしの再建への大きな一歩となった。

vi. 日本：東日本復興支援・防災減災

毎年必ず起きる自然災害。2024 年元日に発生した能登半島地震の被災者支援活動の経験から新たな課題も見えた。東京圏やその周辺で発生する M7 クラスの大規模な直下型地震（いわゆる首都直下地震）は 30 年以内に 70%の確率で発生すると予想されている。そのような中で、以前よりアクションプラン推進会議や CS-Tokyo（災害協働サポート東京）などの首都直下地震等に備えるネットワークに加盟し、日々他団体や社会福祉協議会との話し合いや連携は不可欠になる。平時から顔が見える繋がりを作っておくこと、それぞれに知識や意識を持っておくことが大切である。住民が自らの命と生活を守れるように、地域の助け合いが叶う社会づくりに取り組む。

＜事業のゴール＞

住民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるようにする。災害時に、行政と連携し地域で助け合い、市民の協働により、自ら地域を守るような社会づくりを平時から進める。

＜事業の活動と実績＞

- 減災防災・啓発：13 回（502 人）
- 袋井市未来クリエイトクラブ：生徒 8 名、引率 5 名
- 茨城県取手市双葉地区：80 名
- 国内ネットワーク対応、各自治体との連携

＜成果＞

講座や講話に参加した方々が積極的に参加され、新しい気づきを得ていた。また今後のボランティア参加に繋がるようなきっかけとなることを期待できる。袋井市とは東日本大震災以前からの繋がりで、防災減災活動から始まり、地元の被災時の連携、そして能登半島でのボランティア活動を行うなど、環の広がりと展開ができている。

vii. 日本：国内災害対応事業

日本は年々災害が増加傾向にある。2025 年度は都内で 2 件の災害対応を実施。

2025 年 9 月 11 日降り続いた大雨で、東京都世田谷区や品川区・大田区などで河川の氾濫や内水氾濫により、床上床下を合わせて 1224 件の浸水被害が発生。世田谷ボランティアセンターからの連絡を受けて ADRA は雑巾などの物資を支援。また 10 月 9 日に伊豆諸島を通過した台風 22 号・23 号の影響で、長期的な断水や家屋の倒壊、倒木、土石流などの被害が発生。八丈島に多くの被害をもたらしました。「災害協働サポート東京（CS-Tokyo）」から現地へ職員が派遣され、八丈島ささえあいセンターと協力して支援を開始。ADRA が所属する CS-Tokyo との関係から、ADRA は三育フーズと協力してレトルト食品などの物資を届けた。

＜事業のゴール＞

中長期支援としてコミュニティに寄り添い支援を実施し、人々の地域作りの意識向上をサポートする。また平時からのつながりを生かし、ネットワークを活用して支援を展開していく。

＜事業の活動と実績＞

- ・東京都世田谷区：47 世帯（雑巾 615 枚、サーキュレーター11 台など）
- 東京都八丈島：716 世帯（レトルト食品 837 食、飲料 300 本）

＜成果＞

以前から関わりがあったため世田谷ボランティアセンターから連絡を受け、即必要とさ

れたサーキュレーターや清掃用の雑巾など資機材を提供できた。職員から、「急な依頼にも関わらず資機材を提供してもらえてありがたい」とコメントをいただいた。2026 年 3 月に、ボランティアセンターと災害対応の振り返りを行い、能登半島の事例も踏まえて質の高い三者連携について協議した。八丈島に支援を届けることができたのは、CS-Tokyo との高い関係性からであった。

世田谷・八丈島ともに、ADRA と各団体の信頼関係を向上する事ができ、今後の支援活動において良好な影響を及ぼす事が推察される。

viii. 日本：能登半島地震被災者支援

2024 年 1 月 1 日に、能登地方で M7.6 の大規模な地震が発生。石川県では死者 706 人、負傷者 1,985 人、住家被害 116,571 棟と甚大な被害が生じた（参考：消防庁 2026 年 3 月 31 日現在)。発災直後から情報収集を進め、1 月 8 日から七尾市で、その後穴水町で支援活動を開始した。行政、社会福祉協議会、NPO、ボランティアなどと連携し、住民の方の生活再建と地域コミュニティの回復に取り組んでいる。

＜事業のゴール＞

被災した住民が、震災前の生活にできる限りもどれるように多方面から支援を行い、早期の復興を図る。また、自団体のみではなく、社協や他団体とも協働し、問題の解決に努める。

＜事業の活動と実績＞

【穴水町】

穴水町では、災害ボランティアセンターの運営を支援し、主に倒壊家屋の片付けや屋根のシート張りなど技術系案件(137 件)の調整・マッチングなど実施。仮設団地集会所への家具・家電提供、足湯や移動カフェの実施(116 人参加)、外出困難地域へのバス運行（のべ27 人利用)、ボランティアや住民の滞在施設（のべ 200 人利用）の運営など、生活に寄り添う支援を幅広く展開した。特に社協と協力して在宅被災者訪問は、2119 世帯一軒ずつ訪問し、医療・法律・建築など多様な専門職とも連携し、困りごとに対応、支援漏れを防いだ。また復興を目指し、13 団体と包括連携協定を締結した。

【七尾市】

七尾市では、移動カフェや足湯、地域イベント支援。住民の心に寄り添う場として機能した。参加者 1135 人。

【輪島市】

輪島市では、ボランティアベース整備とモバイルハウス 7 棟の設置が完了した。ボランティアの参加促進や農地復旧に寄与した。利用者延べ 300 人。

＜成果＞

① 支援ニーズの解消とボランティア活動の安定化

A. 住民からの依頼件数が大幅に減少

穴水町では、2025 年 3 月末に 21 件あった依頼残件数は、2026 年 3 月時点で 3 件まで改善。住民の生活再建が着実に進み、支援ニーズのひっ迫が緩和された。

B. ボランティア活動の継続と定着

穴水町災害ボランティアセンターで活動したボランティアは、 13,977 人（2025 年 3 月末）→16,619 人（2026 年 3 月末）へ増加。有志チーム「穴水レンジャーズ」が運営から作業まで一貫して支え、地域の復旧を後押しした。

② 穴水町在宅被災者訪問による地域の見守り体制の強化

A. 2119 世帯を訪問、196 世帯の要支援ニーズを把握

2025 年 4～10 月の 7 か月間で広範囲の訪問を実施し、支援が必要な世帯を早期に把握。その後、地元の健康福祉推進チームの継続的な見守りや支援につなげる体制が整った。

B. 地域の担い手の自信と役割意識の向上

訪問時に協力いただいた民生委員からは「住民から相談を受けるようになり、頼られている実感がある」との声があり、地域の力を育む効果が確認された。外部支援と地域住民が協働することで、地域の自立的な支援力が高まった。

③ 七尾市における住民主体の復興意識の顕在化

七尾市では、住民同士のつながりの強さや自主的な行動が見られた。特に和倉地区では、温泉観光地としての誇りや地域アイデンティティが強く、「自宅の復旧以上に地域全体の復興を願う」主体的な姿勢が確認された。

3）国際協力を通し学生・社会人に対する国際人としての人材育成事業

大学との協働を通して、インターンの受け入れ、学生への講演を行った。講演内容により、適任となるスタッフが講演するようにしている。オンラインおよび学校への訪問もしている。また講演する機会はADRAや国際協力に関する講演ができるようにADRAスタッフも育成している。

4）各国政府、国際機関、及び関連団体との情報交換、連絡調整、協力及び人材の派遣

ADRA Japan が所属する関連ネットワークは、海外事業、国内災害に関係する。団体から代表者が参加して、団体内で情報共有をする。国内災害関係のネットワークは平時からの関係性が災害時に影響することから関係作りを大切にしている。日本国内の現場での活動を円滑に行うために関連ネットワークに所属し情報交換等を行っている。

5）国際協力に関する日本の社会への啓発と広報事業

オンラインでの講義、また訪問して対面で行う講義もあった。幼稚園・保育園や小学校に直接訪問して講話をする機会もあり、丁寧に対応している。

ADRA Japan は、外部のイベントに参加し、且つ外部向けのイベントはオンラインで実施している。オンラインイベントは、幅広い層にリーチしている。

2　事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業　　（事業費の総費用【 560,597 】千円）

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費（千円）
開発途上国における支援の必要な人々への開発支援事業	ネパール 治療を必要とする患者の治療費支援	2025/4 ～ 2026/3	ネパール	2人	無	無	0
	ネパール スポンサーシップ事業 教師から聞き取り、家庭環境、経済的事情により通学困難な生徒へ学資支援実施。支援者にはクリスマスカードと子どもの様子を報告した。	通年	ネパール カブレパランチョーク郡	2人	公立学校の生徒	100人	4,036
	ネパール 水衛生と栄養事業 3年間で地域に衛生や栄養の意識が向上した広がりの変化が見えた。浄水設備管理委員会に能力強化の研修や地域政府と具体的な活動計画を作成した。地域ボランティアの協力のもと、母親たちを中心に栄養や水衛生に関する知識普及を進めた。 日本NGO連携無償資金協力による助成で事業を実施。	2023/3 ～ 2026/3	ネパール バルディヤ郡	4人	住民	10,073人	46,640
	ジンバブエ 教育環境改善事業 学校給食を実施。生徒たちに学校で給食を提供し、子どもの健康な成長を支えた。更に、不就学であった子どもが小学校レベルの勉強を再学習するための特別教室の活動も行った。 フェリシモ地球村の基金による助成で事業を実施。	2025/3 ～ 2026/3	ジンバブエ 西マショナランド州ニャミニャミ地区	4人	児童、生徒、教師、保護者およびコミュニティの住民	302人	39,560

	エチオピア 生活向上と平和的共存促進事業 住民と難民の食料安全保障向上と平和的共存促進を支援。 農業支援は、灌漑設備を建設し、十分な水量を確保できる井戸を掘削。食料の安定供給を行うことが可能となった。耕作地は難民と地域住民が共同で管理する体制にし、コミュニティ間の平和を促進した。 平和的共存の取り組みは、地域に平和構築委員会を設立、難民と地域住民が平和の達成のため主体的に考える機会を設け、平和的共存への理解を高めた。日本NGO連携無償資金協力による助成で事業を実施。	2024/3 ～ 2025/7	エチオピア ガンベラ州 イタン郡	4人	地域住民および国内避難民	287,419人	37,010
	モンゴル 生活向上支援 貧困家庭の収入向上につながる温室農業	2022 ～ 2026	モンゴル	2人	貧困家庭および地域住民	75世帯	8,460
	新事業形成： バングラデシュで調査を実施後、水衛生環境改善および農業の案件形成したが申請を断念。	2025/4 ～ 2026/3	バングラデシュ	3人			3,291
	新事業形成： タイ国境ミャンマー人難民キャンプで生活する難民の支援のための事業形成を継続。	2025/4 ～ 2026/3	タイ	3人			1,969
	小規模支援事業 小規模な事業を支援	随時		2人			42

国内外の自然災害、飢餓及び戦争等による被災民や難民等への緊急支援事業、復興支援及び防災・減災事業	エチオピア 国内避難民支援事業 北部紛争から逃れてきた国内避難民に、命をつなぐ支援を食糧配付、水・衛生環境の改善、GBVの予防および被害者支援を組み合わせた（特活）ジャパン・プラットフォームによる助成で事業を実施。	2024/11 ～ 2026/5	エチオピア アファール州	3人	クレ難民キャンプに居住する難民	18.800人	50,810
	ウクライナ 人道支援事業 ロシアの攻撃により避難している人々に対して、物資（食糧、NFI、医薬品等）及び現金を配付、心のケアなどを実施（特活）ジャパン・プラットフォームによる助成で事業を実施。	2022/2 ～ 2026/3	ウクライナ全土、 スロバキアなどの周辺国	4人	国内避難民および難民	8,267人	137,113
	イエメン 国内避難民支援事業 長年の紛争により破壊された灌漑システムを復旧させ、自らの農業の営みを再開できる状態にまで回復させ、持続的な生計能力と農業生産力の基盤を再構築する。（特活）ジャパン・プラットフォームによる助成で事業を実施。	2022/9 ～ 2026/3	イエメン ラヘジュ県、アブヤン県	3人	国内避難民	570人	56,233
	ミャンマー 国内避難民支援事業 国内紛争により多くの避難民が発生し、帰還の目処が立たない状況の中、食料を調達するための現金給付および身の回りを改善するための衛生物資を提供。（特活）ジャパン・プラットフォームによる助成で事業を実施。	2023/7 ～ 2026/3	ミャンマー シャン州	4人	国内避難民	16,822人	62,241

	アフガニスタン 国内避難民支援事業 地震で崩壊した住居のシェルター支援の事業継続を模索。	2025/4 ～ 2026/3	アフガニスタン ヘラート県	2人			2,531
	フィリピン 台風被災者支援 台風被害にあった住居のシェルター支援を実施	2026/1 ～ 2026/4	フィリピン カマリネス・スル州	3人	台風被災者	500世帯	29,105
	日本 東日本復興支援、防災減災 国内の自然災害被災者支援に即時に対応できる減災防災の体制作りのための活動、平時から顔が見える繋がりを作り、各機関との連携を継続、ネットワークを広げる活動を行った。	通年	全国各地	4人	講座の聴講者・宮城県亘理郡山元町住民・茨城県取手市・静岡県袋井市	595人	7,577
	日本 国内災害対応事業 令和7年9月豪雨（世田谷）、台風22号および23号（八丈島）で被害に遭った方に支援を行った。	2025/4 ～ 2026/3	世田谷 八丈島	4人	地域住民	763世帯	383
	日本 能登半島地震被災者支援 2024年1月に発生した地震に2月に穴水町で支援活動を開始して以降、被災者が安心した生活を送れるように、行政や現地で活動するNPOやボランティアなどと協働し、多角的な視点で課題解決に取り組んでいる。（特活）ジャパン・プラットフォームからの助成で事業を実施	2024/1 ～ 2026/3	石川県 穴水市 七尾市 輪島市	4人	地震被災者	4,079人	62,003
	緊急支援事業 世界各地で発生した自然災害の被災者支援に対応すべくADRAネットワークを通して資金支援を行った	通年	ミャンマー・アフガニスタン・インド・フィリピン・ベトナム・ジャマイカ	4人	緊急支援を必要とする者	裨益者多数	7,664

			他				
国際協力を通し学生・社会人に対する国際人としての人材育成事業	インターン受入 インターンを受入れ、事務作業やイベント運営等を通し、国際協力の仕事に対する理解を深めてもらった。	通年	日本	4人	インターン	3人	73
	講師派遣 高校や大学及び講演会等に講師としてスタッフを派遣、オンライン及び学校訪問で講演している。	通年	日本	9人	講演会等参加者	2,065人	206
各国政府、国際機関、及び関連団体との情報交換、連絡調整、協力及び人材の派遣	JPF、JFUN、GII/IDI、JNNEといったNGOのネットワークに参加し、情報交換、事業間の調整等を行った。ほとんどの会議はオンライン開催である。	通年	日本	10人			57
国際協力に関する日本の社会への啓発と広報事業	イベント企画・参加 グローバルフェスタJAPAN等のイベントに出展した。また、40周年特別企画を実施した。	通年	日本	10人	来場者	不特定多数	1,607
	報告会 東京事務所での事業報告のほか、各地のSDA教会で報告会を実施した。イベントはオンライン実施	通年	日本	8人	報告会聴講者	3,109人	1,348
	小中学校受入・訪問 教育機関向けの国際理解・平和教育等の講演を行う。学校訪問およびオンライン実施。	通年	日本	6人	園児、児童、生徒	1,185人	638

（2）その他の事業

なし

以上

書式第１３号（法第２８条関係）

事 業 報 告 用

令和７年度　活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 ADRA Japan

（単位：円）

科　　目	金　　額		
一般正味財産増減の部			
Ⅰ　経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	614,000		
賛助会員受取会費	983,000	**1,597,000**	
2. 受取寄付金等			
受取寄付金	58,733,936		
指定プロジェクト寄付金振替額	108,039,530		
物品寄付	1,194,454	**167,967,920**	
3. 受取助成金等			
公的補助金振替額	86,117,344		
民間助成金振替額	282,251,113		
受取公的補助金	3,930,713		
受取民間助成金	26,287,657	**398,586,827**	
4. 事業収益			
緊急支援事業収益	272,280		
人材育成事業収益	938,339		
広報啓発事業収益	1,753,030	**2,963,649**	
5. その他収益			
受取利息	848,554		
為替差益	11,793,944		
雑収益	20,000	**12,662,498**	
経常収益計			**583,777,894**
Ⅱ　経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	64,940,509		
現地人件費	102,281,257		
臨時雇賃金	6,411,771		
法定福利費	9,672,668		
人件費計	**183,306,205**		
(2) その他経費			
資材費	117,427,523		
委託費	91,066,570		
報償費	3,402,775		
施設使用料	578,550		
印刷製本費	576,263		
旅費交通費	25,182,673		
通信費	1,400,642		
荷造発送費	1,054,295		
消耗品費	2,555,593		
家賃光熱費	12,537,910		
賃借料	13,991,930		
修繕維持費	2,443,263		
減価償却費	4,754,837		
保険料	1,488,579		
租税公課	159,600		

支払手数料	841,539		
支払寄付金	80,570,257		
監査・調査費	13,185,209		
雑費	4,072,674		
その他経費計	**377,290,682**		
事業費計		**560,596,887**	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	27,234,636		
法定福利費	4,733,493		
退職給付費用	4,447,500		
福利厚生費	321,977		
人件費計	**36,737,606**		
(2) その他経費			
委託費	2,522,601		
印刷費	708,110		
会議費	64,240		
交際費	5,400		
国内旅費交通費	3,514,394		
海外旅費交通費	721,237		
通信費	349,144		
荷造発送費	1,683,328		
消耗品費	283,168		
事務用品費	290,537		
修繕費	42,799		
家賃	2,640,000		
リース費用	177,541		
広告宣伝費	4,237,668		
減価償却費	463,118		
保険料	14,680		
諸会費	551,400		
租税公課	1,700		
研修費	105,016		
支払報酬	1,157,200		
支払手数料	4,557,342		
雑費	164,985		
その他経費計	**24,255,608**		
管理費合計		**60,993,214**	
経常費用合計			**621,590,101**
当期経常増減額			**▲ 37,812,207**
Ⅲ 経常外費用			
1 経常外費用			
固定資産除却損	552,027		
雑損失	110,111		
経常外費用合計			**662,138**
当期経常外増減額			**▲ 662,138**
当期一般正味財産増減額			**▲ 38,474,345**
一般正味財産期首残高			**159,298,076**
一般正味財産期末残高			**120,823,731**
指定正味財産増減の部			
受取助成金等			
公的補助金	81,910,625		
民間助成金	285,971,372		
受取寄付金等			

指定プロジェクト寄付金	36,362,339		
一般正味財産への振替額	▲ 476,407,987		
当期指定正味財産増減額			▲ 72,163,651
指定正味財産期首残高			119,161,191
指定正味財産期末残高			46,997,540
正味財産期末残高			167,821,271

書式第１５号（法第２８条関係）

事　業　報　告　用

令和７年度　貸借対照表

特定非営利活動法人 ADRA Japan

（単位：円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ　資産の部			
１ 流動資産			
現金預金	83,580,650		
特定預金	356,191,540		
未収入金	5,676,266		
前渡金	174,861		
前払費用	602,789		
事業前渡金	44,070,269		
貯蔵品	756,008		
流動資産合計		**491,052,383**	
２ 固定資産			
(1)有形固定資産			
什器備品	1,048,220		
有形固定資産合計	1,048,220		
(2)投資その他の資産			
特定資産 什器備品	3,132,803		
特定資産 車両運搬具	7,610,484		
特定資産 機械装置	1,040,857		
預託金	11,810		
敷金	200,000		
投資その他の資産合計	11,995,954		
固定資産合計		**13,044,174**	
資産合計			**504,096,557**
Ⅱ　負債の部			
１ 流動負債			
未払金	59,656,189		
預り金	341,435		
前受金	276,277,662		
流動負債合計		**336,275,286**	
負債合計			**336,275,286**
Ⅲ　正味財産の部			
１ 指定正味財産			
指定プロジェクト寄付金	31,977,209		
補助金等	15,020,331		
指定正味財産合計		**46,997,540**	
２ 一般正味財産		**120,823,731**	
正味財産合計			**167,821,271**
負債及び正味財産合計			**504,096,557**

書式第16号(法第28条関係)

事業報告用

令和7年度　計算書類の注記

特定非営利活動法人 ADRA Japan

1.重要な会計方針

財務諸表の作成は、2013年度よりNPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっております。

(1)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。

(2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2.事業費の内訳

事業費の区分は以下の通りです。

事業名の略称は下記の通りです。

【開発支援事業】 開発途上国における支援の必要な人々への開発支援事業

【緊急支援事業】 国内外の自然災害、飢餓及び戦争などによる被災民や難民などへの緊急支援事業、復興支援および防災・減災事業

【人材育成事業】 国際協力を通じ、学生・社会人に対する国際人としての人材育成事業

【情報交換・連絡調整】 各国政府、国際機関、および関連機関との情報交換、連絡調整協力及び人材の派遣

【広報事業】 国際協力に関する日本社会への啓発と広報事業

科　　目	開発支援事業	緊急支援事業	人材育成事業	情報交換 連絡調整	広報・啓発事業	事業費計
(1)人件費						
給与手当	21,300,252	42,216,131	219,751	0	1,204,375	64,940,509
現地人件費	27,133,794	75,147,463	0	0	0	102,281,257
臨時雇賃金	0	6,411,771	0	0	0	6,411,771
法定福利費	3,078,403	6,383,937	32,917	0	177,411	9,672,668
人件費計	51,512,449	130,159,302	252,668	0	1,381,786	183,306,205
(2)その他経費						
資材費	5,743,736	110,730,142	0	0	953,645	117,427,523
委託費	12,987,303	78,024,981	0	54,286	0	91,066,570
報償費	2,462,242	940,533	0	0	0	3,402,775
施設使用料	12,294	505,606	0	0	60,650	578,550
印刷製本費	102,403	468,481	175	6	5,198	576,263
旅費交通費	9,197,525	14,802,680	24,515	2,307	1,155,646	25,182,673
通信費	420,786	979,108	748	0	0	1,400,642
荷造発送費	18,704	1,034,313	430	0	848	1,054,295
消耗品費	1,501,279	1,052,885	0	0	1,429	2,555,593
家賃光熱費	3,426,367	9,111,543	0	0	0	12,537,910
賃借料	5,500,863	8,459,057	0	0	32,010	13,991,930
修繕維持費	35,491	2,407,772	0	0	0	2,443,263
減価償却費	99,816	4,655,021	0	0	0	4,754,837
保険料	331,679	1,156,900	0	0	0	1,488,579
租税公課	1,000	158,600	0	0	0	159,600
支払手数料	326,037	513,698	0	0	1,804	841,539
支払寄付金	0	80,570,257	0	0	0	80,570,257
監査・調査費	8,568,501	4,616,708	0	0	0	13,185,209
雑費	1,749,881	2,322,793	0	0	0	4,072,674
その他経費計	52,485,907	322,511,078	25,868	56,599	2,211,230	377,290,682
合　　計	103,998,356	452,670,380	278,536	56,599	3,593,016	560,596,887

3.使途等が制約された寄付金等の内訳

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は167,821,271円ですが、そのうち46,997,540円は、下記のように使途が特定されています。したがって、使途が制約されていない正味財産は120,823,731円です。

(単位:円)

補助金等の名称	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
日本NGO連携無償資金協力	13,256,777	85,241,338	89,448,057	9,050,058	開発支援の補助金の総額は、418,062,798円です。 当期増加額との差額のうち102,837,890円は 前受金として貸借対照表に計上しています。 一部は前事業年度に使用しています。
ジャパン・プラットフォーム NGO助成活動事業費	1,235,585	307,259,029	307,524,343	970,271	緊急支援の助成金の総額は、752,003,577円です。 当期増加額との差額のうち173,439,772円は 前受金として貸借対照表に計上しています。 一部は前事業年度に使用しています。
日本郵便・年賀寄附金による 社会貢献事業助成	1	0	0	1	緊急支援・東日本復興支援(宮城)事業の 固定資産として
ADRA Network	1	0	0	1	緊急支援・東日本復興支援(宮城)事業、国内災害対応の 事業費および固定資産として
フェリシモ 地球村の基金	532,492	0	532,492	0	西マショナランド州ニャミニャミ地区における住民参加型学校開発事業 における学校給食配布および不就学児童の特別教室支援費用として
フェリシモ 地球村の基金	0	1,000,000	0	1,000,000	エチオピア・アファール州における、 女児・女性へ尊厳キット(生理用品)配布支援費用として
パナソニック・無電化地域の未 来を照らすプロジェクト～LIGHT UP THE FUTURE～	481,935	0	481,935	0	西マショナランド州ニャミニャミ地区における住民参加型学校開発事業 におけるソーラーランタン配布とモニタリング費用として
TOTO水環境基金	0	4,000,000	0	4,000,000	ネパールにおいて子どもが広げる地蔵可能な水衛生環境づくりの 費用として
開発支援事業	679,950	2,190,035	2,114,874	755,111	開発支援事業の寄付金として
緊急支援事業	102,940,095	34,172,304	105,890,301	31,222,098	緊急支援事業の寄付金として

人材育成事業	34,355	0	34,355	0	人材育成事業の寄付金として
合　　計	119,161,191	433,862,706	506,026,357	46,997,540	

4.固定資産の増減内訳

（単位：円）

科　目	期首取得価格	取　得	減　少	期末取得価格	減価償却累計額	期末帳簿価格
有形固定資産						
什器備品	4,703,204	0	207,506	4,495,698	3,447,478	1,048,220
投資その他の資産						
特定資産 什器備品	7,280,347	279,642	1,313,618	6,246,371	3,113,568	3,132,803
特定資産 車両運搬具	34,113,384	0	359,700	33,753,684	26,143,200	7,610,484
特定資産 機械装置	1,648,620	0	257,820	1,390,800	349,943	1,040,857
預託金	11,810	0	0	11,810	0	11,810
敷金	270,000	0	70,000	200,000	0	200,000
合計	48,027,365	279,642	2,208,644	46,098,363	33,054,189	13,044,174

5.指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次の通りです。

（単位：円）

内　容	金　額
経常収益への振替額	
公的資金指定解除	86,117,344
民間助成金指定解除	282,251,113
指定プロジェクト寄付金指定解除	108,039,530
合　計	476,407,987

6.追加情報

過年度の海外事業の事業費において、訂正を要する計上があることが判明いたしました。

現在、当団体において事実関係の確認と検証を進めております。

訂正する金額については、助成金を返還し、当該返還に伴い、損失が発生する見込みです。

なお、現時点では返還の金額は確定しておりません。

今後、調査の進捗に応じて、開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

書式第17号(法第28条関係)

令和７年度　財産目録

特定非営利活動法人 ADRA Japan

(単位:円)

科　　目	金　　額	
Ⅰ　資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金手許有高	1,726,086	
普通預金　三菱UFJ銀行　表参道支店	43,864,965	
普通預金　三井住友銀行　渋谷支店	7,741,282	
ゆうちょ銀行　018支店	2,302,848	
大和ネクスト銀行	19,183,493	
郵便振替	7,907,919	
郵便振替　免除口座	854,057	
特定預金		
普通預金　三菱UFJ銀行　表参道支店	334,953,970	
普通預金　三井住友銀行　渋谷支店	21,237,570	
未収入金		
クレジットカード決済　他	4,152,120	
ADRA支部	1,028,627	
海外保険料他	495,519	
前渡金		
従業員	174,861	
前払費用		
家賃	330,000	
システム利用料	150,453	
事業地レンタル代他	122,336	
事業前渡金		
ネパール　水衛生事業	2,277,976	
ジンバブエ　教育支援事業	3,246,194	
エチオピア　難民支援事業	17,824,533	
ウクライナ　人道支援事業	429,583	
ミャンマー　避難民支援事業	18,885,111	
フィリピン　地震被災者支援事業	1,406,872	
貯蔵品		
切手・葉書・商品券	568,863	
消耗品	187,145	
流動資産合計		**491,052,383**
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
什器備品		
パーソナルコンピュータ　20台	249,671	
サーバー	1	
ソファー　4脚	204,236	
机　4台	161,552	
UTM	156,517	
エアコン	276,243	

有形固定資産合計	1,048,220		
(2)投資その他の資産			
特定資産　什器備品			
パーソナルコンピュータ　13台	908,856		
プリンター　1台	93,698		
バッテリー・ポータブル電源	94,280		
スマートフォン他	64,256		
コンテナ　5基	1,601,749		
防弾チョッキ	369,964		
特定資産　車両運搬具			
車両　2台(国内)	536,885		
トラック　2台(海外)	7,073,599		
特定資産　機械装置			
発電機　3台	269,349		
ボイラー	771,508		
預託金	11,810		
敷金	200,000		
投資その他の資産合計	11,995,954		
固定資産合計		**13,044,174**	
資産合計			**504,096,557**
Ⅱ　負債の部			
1 流動負債			
未払金			
一般事務費　他	3,252,030		
事業費	56,404,159		
預り金			
源泉所得税　他	341,435		
前受金			
外務省・NGO連携無償資金	102,837,890		
(特活)ジャパン・プラットフォーム	173,439,772		
流動負債合計		**336,275,286**	
負債合計			**336,275,286**
正味財産			**167,821,271**

書式第１８号（法第２８条関係）

事　業　報　告　用

令和７年度年間役員名簿

（前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）

特定非営利活動法人　ADRA Japan

１　確認事項（法第２０条及び第２１条を確認の上、チェックを入れてください。）

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第２０条関係）
☑各役員について、親族の規定に違反していません。（法第２１条関係）

２　役員一覧

	役　名 どちらかに○	（フリガナ） 氏　　名	[redacted]	前事業年度内の就任期間	報酬を受けた期間 （該当者のみに記入）
1	[理事]・監事	ｼﾊﾞﾀ ﾄｼｵ 柴田　俊生		令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日	年 月 日 ～ 年 月 日
2	[理事]・監事	ｱｵｷ ﾔｽｷ 青木　泰樹		令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日	年 月 日 ～ 年 月 日
3	[理事]・監事	ｱｼﾀﾞ ｶｽﾞｷ 芦田　一毅		令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日	年 月 日 ～ 年 月 日
4	[理事]・監事	ｳﾗｼﾏ ﾔｽﾅﾘ 浦島　靖成		令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日	年 月 日 ～ 年 月 日
5	[理事]・監事	ｵﾉ ﾘﾁｺ 小野　律子		令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日	年 月 日 ～ 年 月 日
6	[理事]・監事	ｽｷﾞ ﾏｻｽﾞﾐ 杉　正純		令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日	年 月 日 ～ 年 月 日
7	[理事]・監事	ｾﾄ ﾉﾘｺ 瀬戸　典子		令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日	年 月 日 ～ 年 月 日
8	[理事]・監事	ﾀｶﾊﾗ ﾉﾌﾞｵ 髙原　信夫		令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日	年 月 日 ～ 年 月 日
9	[理事]・監事	ﾌｼﾞﾓﾄ ﾋﾃﾞﾕｷ 藤本　秀幸		令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日	年 月 日 ～ 年 月 日
10	理事・[監事]	ﾀｶﾊｼ ｱｲｲﾁﾛｳ		令和 7年 4月 1日 ～	年 月 日 ～

書式第１８号（法第２８条関係）

事　業　報　告　用

		高橋 愛一郎	[redacted]	令和 8年 3月 31日	年 月 日
11	理事・監事	ﾁﾊﾗ ﾖｳ		令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日	年 月 日 ～ 年 月 日
		千原 曜			

書式第４号（法第１０条・第２８条関係）

設立・事業報告用

社員名簿（社員のうち１０人以上の者の名簿）

特定非営利活動法人　ADRA Japan

	氏　　名	[redacted]
1	石川　雄二	
2	浦島　靖成	
3	柴田　俊生	
4	瀬戸　典子	
5	千原　曜	
6	新田　聡	
7	長井　喬充	
8	青木　泰樹	
9	山地　正	
10	桑田　尚子	